

特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（特定農地貸付法） の一部を改正する法律について

趣旨

構造改革特区における特例措置の内容を全国において実施し、「地方公共団体及び農業協同組合以外の者」についても、構造改革特区を設定することなく、市民農園を開設することができることとする。

（参考）改正前の制度の概要

これまでの特定農地貸付法においては、「地方公共団体又は農業協同組合」が行う場合に限り、レクリエーション目的での農作物の栽培に利用する小規模な農地（10a未満）について賃借権等の設定（特定農地貸付け）を認めてきたところ。

平成15年4月からは、構造改革特区に限り、地方公共団体及び農業協同組合以外の者による市民農園の開設を可能とする特定農地貸付法の特例を実施。

改正の内容

1．特定農地貸付けの実施主体の拡大

「地方公共団体又は農業協同組合」のみが特定農地貸付けを実施できるとする限定を撤廃し、これら以外の者が市民農園を開設できることとする（特区の全国展開）。

2．地方公共団体及び農業協同組合以外の者が行う特定農地貸付けの実施方法

- （1）地方公共団体及び農業協同組合以外の者が特定農地貸付けを行う場合には、適正な農地利用を確保する方法等を定めた「協定」を市町村等との間で締結することを義務付ける。
- （2）その他関係規定を整備。

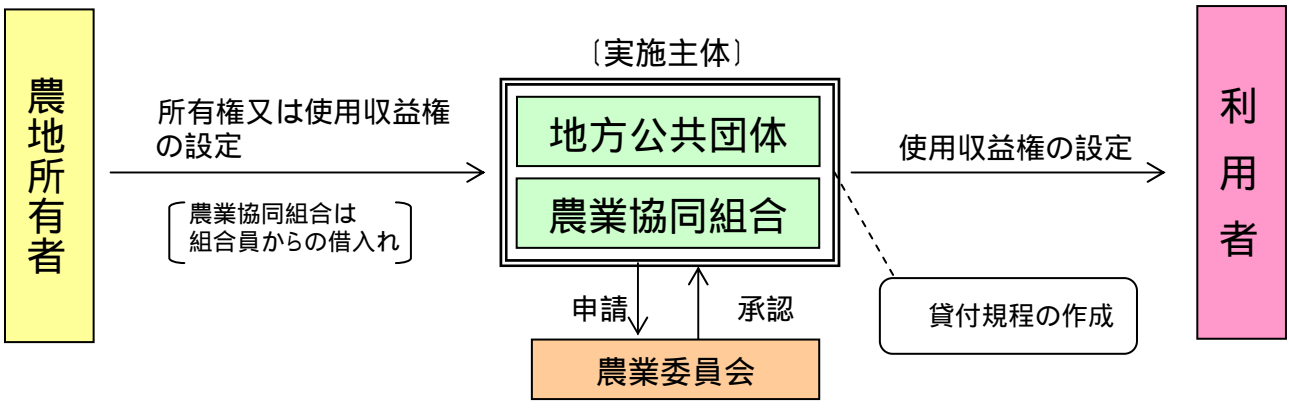
【公布日】 平成17年6月10日（平成17年法律第52号）

【施行日】 平成17年9月1日

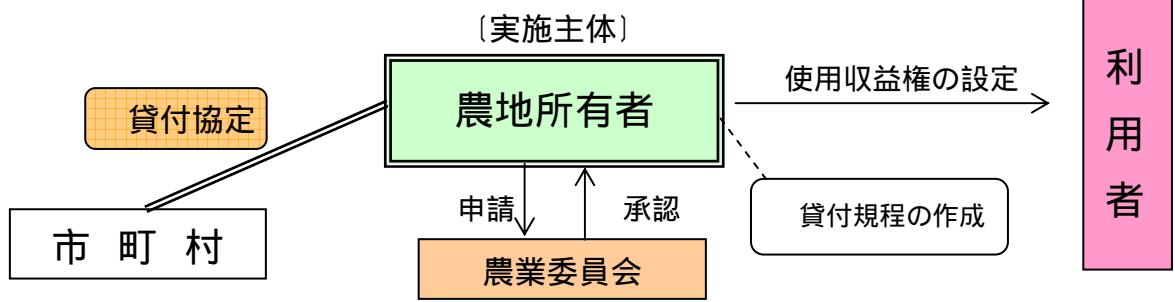
特定農地貸付法のしくみ(開設主体別)

改正前の特定農地貸付法に同じ

1 地方公共団体及び農業協同組合の場合

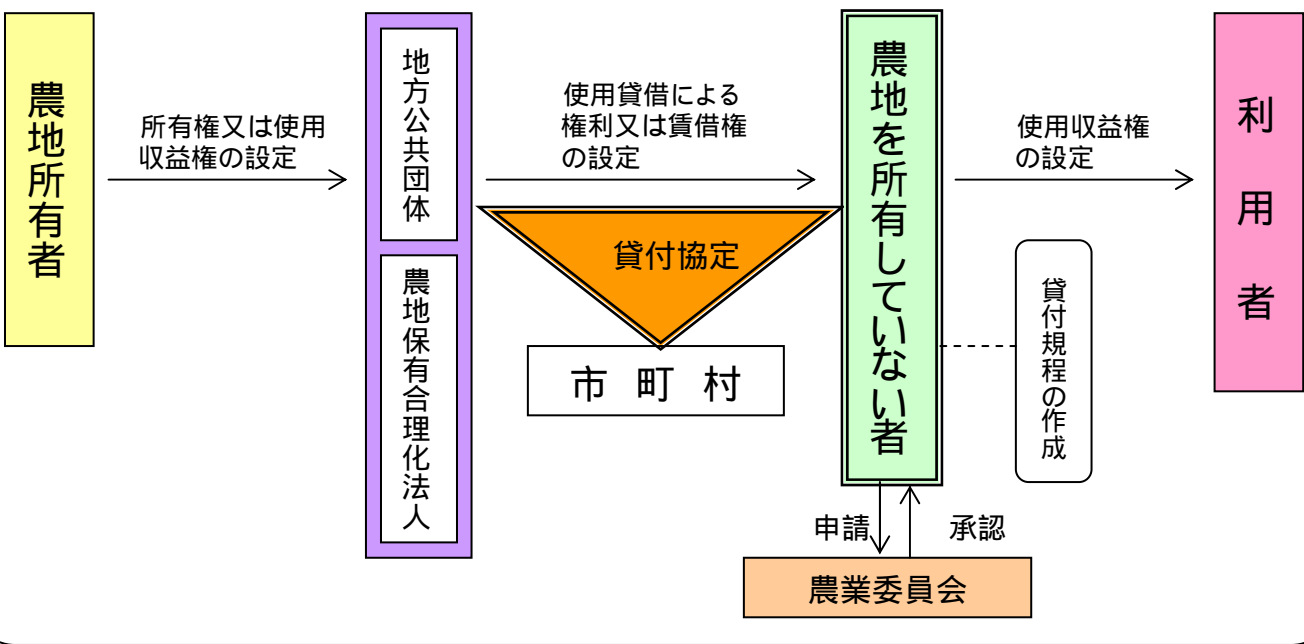


2 地方公共団体及び農業協同組合以外で農地を所有している者の場合(農家等)



改正特定農地貸付法平成17年9月1日施行により追加

3 地方公共団体及び農業協同組合以外で農地を所有していない者の場合(NPO・企業等)



メリット

- ・農地法の権利移動の許可等が不要
- ・農業協同組合の事業能力の特例及び土地改良事業の参加資格の特例